別表の三の表規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の項中

第二十六条の二第一項の申請の文書等（石綿製造等に係るものに限る。）	第二十五条第一項の記録の文書等（放射線業務（別表第三第二号に規定する業務をいう。以下同じ。）又は特別健康管理手帳交付者（石綿製造等又は粉じん作業（別表第四の二第三号に規定する業務をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）
第二十六条の二第一項の申請の文書等（石綿製造等又は粉じん作業に係るものを除く。）	第二十五条第一項の記録の文書等（放射線業務又は特別健康管理手帳交付者（粉じん作業に係る特別健康管理手帳交付者に係るものに限る。）

取得の日	四十年	離職した日	三十年
取得の日	三十年	離職した日	七年

を

第二十六条の二第一項の申請の文書等（石綿製造等（別表第四の二第六号に規定する業務をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）	第二十六条の二第一項の申請の文書等（石綿製造等又は粉じん作業（別表第四の二第三号に規定する業務をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）
取得の日　四十年	取得の日　三十年

に

離職した日	四十年	離職した日	五年

を削る。

3　この規則による改正後の規則一〇―四第二十五条第三項の規定は、この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則一〇―四第二十五条第一項の規定に基づき作成され、保存されている記録の保存についても適用する。

（経過措置）

改め、「第二十五条第一項の記録の文書等（放射線業務又は特別健康管理手帳交付者に係るものを除く。）

告示

○文部科学省告示第九十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定する。

平成二十三年六月二十日

文部科学大臣　高木　義明

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
旧高橋家住宅 主屋	七棟	木造、建築面積一九九・八〇平方メートル、入母屋造、妻入、東面玄関唐破風造、南面庇付、鉄板葺 土蔵造、建築面積五五・九六平方メートル、二階建、切妻造、桟瓦葺、東面渡廊下附属、両下造、鉄板葺 土蔵造、建築面積二七・三六平方メートル、二階建、切妻造、北面庇付、鉄板葺 木造、建築面積三六・七八平方メートル、切妻造、鉄板葺 木造、建築面積二九・一二平方メートル、切妻造、鉄板葺 石造、建築面積五・〇三平方メートル、寄棟造、鉄板葺 薬医門、切妻造、鉄板葺 附・土塀　二棟 総延長一八・八メートル、寄棟造、鉄板葺 ・塀重門及び塀　一棟 塀重門　棟門、切妻造、鉄板葺、塀　総延長一〇・五メートル、両下造、鉄板葺 ・普請関係文書　二冊 本宅造作方日記（明治二一年三月）、土蔵建設ニ附費用調（明治一八年一一月） ・家相図　一枚	奥州市	岩手県奥州市大手小路一丁目一番地	岩手県奥州市水沢区字大畑小路六番地
蔵座敷					
土蔵					
東板倉					
西板倉					
金蔵					
庫門					